

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発 株式会社

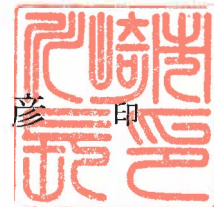
代表取締役 大野 照旺 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年4月1日

川崎市長

福田 紀彦



許可の年月日

令和6年4月1日

許可の有効期限

令和11年3月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

- ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
 - イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、
 - ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、
 - エ 特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物に限る。）
- 以上4種類

(3) 特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

- ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
 - イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、
 - ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、
 - エ 特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物に限る。）
- 以上4種類

(4) 制限

廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物に係る産業廃棄物は、低濃度PCB廃棄物に限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和6年4月1日 新規許可

5 積替え許可の有無

市名 許可番号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

No Copy



別記1

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区大川町2番32 (1499.99 m ² のうち 394.34 m ² に限る。)	保管面積 237.68m ² 保管上限 331.44m ³ 積み上げることができる高さ 2.5m	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、特定有害産業廃棄物（廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）、PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）及びPCB処理物（低濃度PCB廃棄物に限る。）に限る。）



NO COPY